

# 山梨県公報

第千二百六十二号

平成十四年

二月四日

月 曜 日

御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。( )

## 山梨県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十四年一月二十五日に土地改良事業(桑原地区棚田地域等保全整備事業)の施行について同意した。

平成十四年二月四日

山梨県知事 天 野 建

## 目 次

保安林の指定の予定	五九
土地改良事業施行の同意	五九
建築基準法に基づく公開聴聞の実施	五九

## 告 示

### 山梨県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十四年二月四日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所  
東八代郡御坂町下黒駒字天神原一六〇二の四(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的  
水害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

## 公 告

● 建築基準法に基づく公開聴聞の実施  
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第十三項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成十四年二月四日

山梨県知事 天 野 建

一 意見の聴取を行う日時  
平成十四年二月八日午後二時

二 意見の聴取を行う場所  
斐崎市水神一丁目三番一号 斐崎市役所四階大会議室

三 許可しようとする建築物の計画内容

- 1 建築物の位置 斐崎市水神一丁目四八一〇の一、四八一〇の二及び四八一〇の三(第一種住居地域)

- 2 建築物の内容 建築基準法第四十八条第五項の規定による許可に係る自動車修理工場併用住宅(鉄骨造三階建て延べ面積三百五十三・七九平方メートル)の新築

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番